

刑事被収容者処遇法「5年後見直し」に向けての改革提言

2010年（平成22年）11月17日

日本弁護士連合会

目次

第 1	総則	
1	権利制約の要件及び限界	1
2	刑事施設視察委員会に関する事項	2
3	職員に関する事項	3
4	医療	4
5	保健衛生	6
6	規律，秩序	7
7	賞罰	8
8	不服申立て	10
9	日弁連・弁護士会の人権救済申立てに関する事項	11
10	裁判を受ける権利の保障	12
11	外国人の処遇	13
12	女性の処遇	13
13	性同一性障がい者の処遇	14
第 2	受刑者の処遇	
14	処遇の態様	14
15	矯正処遇実施の通則	15
16	隔離制度の改革	15
17	脱法的隔離収容の禁止	16
18	作業，職業訓練	17
19	各種指導	18
20	一般の外部交通	19
21	弁護士との外部交通	21
22	移送の通知	21
23	釈放	22
第 3	未決拘禁者の処遇	
24	処遇原則	22
25	刑事施設における弁護士等接見交通権の強化	23
26	逮捕直後の接見交通権	26
27	防御権の保障	26
28	弁護士等との間の電話等による外部交通	27
29	弁護士等以外の弁護士との外部交通	28
30	一般の外部交通	28
31	未決拘禁者処遇	30
32	医師等の専門家による鑑定のための面会	31
第 4	代用監獄，留置施設	
33	代用監獄廃止の方向性の明記	31

3 4	残置期間とその期間における代用監獄勾留制限	3 4
3 5	捜査と留置の分離の徹底	3 5
3 6	留置施設における処遇の改善	3 5
3 7	留置施設視察委員会の強化	3 7
3 8	被留置者からの不服申立て審査	3 7
第 5	死刑確定者の処遇	
3 9	処遇原則の改訂	3 8
4 0	居室外処遇，相互接触の許容等	3 8
4 1	外部交通	3 9
4 2	死刑執行日時のお知らせ	4 0
第 6	少年の処遇	
4 3	少年の処遇	4 1
第 7	その他	
4 4	職員の人員増	4 4
4 5	予算の増額	4 4
4 6	さらに「5年後見直し」規定を残すこと	4 5

刑事被収容者処遇法「5年後見直し」に向けての改革提言

2010年（平成22年）11月17日

日本弁護士連合会

当連合会は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（略称「刑事被収容者処遇法」。以下本提言では特に断らない限り、単に「法」と表記する。）の「5年後見直し」に向けて、以下の事項を実現することを提言する。

第1 総則

以下は、法第1編「総則」、第2編「被収容者等の処遇」のうち、未既決共通部分に関する改革提言である。

1 権利制約の要件及び限界

(1) 提言

ア 面会，信書の発受，書籍閲覧などの権利制約の要件を「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営に放置できない程度の障害が生ずる相当の蓋然性が合理的理由をもって認められる場合」とすべきである。

イ これらの権利制約は、必要かつ最小限にとどまることを明記すべきである。

(2) 理由

ア 権利制約の要件

法は、面会，信書，書籍閲覧などの権利制約の要件について、「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」（受刑者の面会につき、第114条第1項）というような制限事由を規定している。この権利制約要件は抽象的であり、過度な権利制約をもたらすおそれが大きく、現にそのような運用を合理化する機能を果たしている。したがって、より限定的な制限条項に改革すべきである。

法務省は、「『刑事施設の規律及び秩序を害する（結果を生ずる）おそれがあるとき』に該当するためには、刑事施設の長において、単に抽象的な懸念を抱いているという程度では足りない。個々のケースの事情に即して、根拠をもって、合理的に具体的な『おそれがある』と認められなければならない」と説明し、国会答弁もそのようになされている。

最高裁判決も、「受刑者のその親族でない者との間の信書の発受は、受刑者の性向，行状，監獄内の管理，保安の状況，当該信書の内容その他の具体的事情の下で，これを許すことにより，監獄内の規律及び秩序の維持，受刑者の身柄の確保，受刑者の改善，更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められる場合に限って，これを制限することが許される」としている（2006年（平成1

8年)3月23日判決。ただし、旧監獄法についての判断)。

これらに従い、上記のような要件に改めるべきである。

イ 権利制約の限度

被収容者等の権利は、これが制約されざるを得ない場合であっても、その制約は必要最小限度にとどめられなければならない。これは、行政行為における比例原則の適用として当然であり、例えば、法第73条も規律秩序維持のために執られる措置は、「必要な限度を超えてはならない」と規定している。

ウ 規定の位置

上記の規定は、法が定める被収容者等に対する処遇全体に関わるので、むしろ総則的な位置、例えば、第1編総則、第1章通則の中に総則規定を置き、各個別規定ではこの規定を引用するような方法が適切であろう。

2 刑事施設視察委員会に関する事項

(1) 提言

ア 委員会の構成、活動方法、予算などに関する事項

(ア) 刑事施設視察委員会(以下「委員会」という。)委員の定員に関する法第8条第1項を改正し、定員は6人以上15人以内とし、その決定にあたっては、支所の数及び支所の収容定員をも勘案し、必要な人数を配置する。

(イ) 被収容者が委縮することなく自由に提案・意見を委員会に提出できるよう十分な措置を講ずる。

(ウ) 委員会が十分に活動を行うため、その事務を行う施設職員以外の補助者を指定できるものとする。また、必要な費用はすべて国費で賄うものとし、そのための予算措置を講ずる。上記の費用には委員の旅費日当のほか、以下の費用を含むものとする。

a 委員会が、施設外で行った委員会の事務(補助者の行う事務を含む)にかかる実費

b 委員会が、研修や他施設の委員会との交流を図る機会を持つ場合に、それに要する費用

イ 視察委員会の権限強化に関する事項

委員会の意見に対して、当該刑事施設長が必要な手だてをとらない場合には、視察委員会が矯正管区長や法務大臣に直接意見を述べるができる旨を明記し、これに対して矯正管区長や法務大臣に応答義務を課すこと。

ウ 委員会の意見と施設の講じた措置の公表方法に関する事項

(ア) 施設ごとの意見書を各施設のホームページないし法務省のホームページに掲載して、一般市民が閲覧できるようにすること。

(イ) 委員会の意見とこれに対する施設の講じた措置について、概要のみ

を公表する方法を改め、施設の保安と被収容者のプライバシーに支障のない限り、法務大臣がそのまま公表する制度に改めること。

(2) 理由

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（以下「受刑者処遇法」という。）によって創設された刑事施設視察委員会は、「密室行刑」と言われたわが国の行刑を国民に開かれたものとする画期的な制度である。設立以来、刑事施設視察委員会は少なからぬ成果を上げてきている。しかし、実際には、被収容者が委員会に対して意見を提出し、提案をすることによる不利益を恐れて、意見・提案の提出を躊躇したり、また、委員会が活動を展開しようにも、定員が限られ、かつ、予算措置がなされないために活動範囲が限定される事例が後を絶たない。そこで、委員会機能の充実・強化のためには、上記の改善が必要である。

3 職員に関する事項

(1) 職員の研修充実

ア 提言

刑事施設職員の研修の改善充実のための具体的方策を規則、訓令などに定めるべきである。

そのためには、ロールプレイングや、受刑生活の体験プログラムなど、行刑改革会議で提言された効果的な職員研修をただちに実施すべきである。

イ 理由

受刑者処遇法によって研修に関する法第13条第3項が新たに盛り込まれたが、同法施行後も、依然として規律・秩序を重視するあまり、被収容者の人格が尊重されていないとの苦情が少なからず寄せられている。また、非違行為を行って刑事事件に至ったり、懲戒処分を受ける職員もある。職員への研修体制の抜本的見直しが必要であり、そのための規則・訓令の整備が必要である。そして、効果的な研修とするためには、第三者の意見を反映させることが必要であり、そのための仕組みが必要である。

(2) 職員団体結成の自由を認める。

ア 提言

国家公務員法第108条の2第5項から「刑事施設において勤務する職員」を削除する。

イ 理由

上記条項は、一般の国家公務員に認められている職員団体結成の自由の保障から刑事施設職員を除外している。職員団体の結成を認めることは、職員の勤務条件改善のために有益であるが、そればかりでなく、風通しの良い職場環境を創ることによって、刑事施設運営改善の要素ともなるもの

である。一方、職員団体結成の自由を認めたとしても、国家公務員としての職務上の義務がなくなるものでもなく、まして、争議権は認められていないのであるから、職場規律が弛緩したり、業務阻害をもたらすおそれもない。

4 医療

(1) 提言

ア 基本理念

刑事施設における医療を以下の基本理念に立脚して改革する。

法第56条は、「社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする」と規定する。これによれば、刑事施設医療にも、自由刑の執行による自由の制限という内在的制約を除けば、医療法、医師法、薬剤師法等の医療法規が全面的に適用されなければならない。よって、この点を法文上明記し、これに反する規則、「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令」をはじめとする各種の訓令、通達は全面的に廃止ないし見直さなければならない。

イ 具体的改革課題

(ア) 刑事施設内における医療の独立性確保

医療の必要性判断は、純粋に医療的見地から行い、保安部門による介入をさせないという原則を確立する。

現状では、被収容者からの訴えがあっても、迅速に適切な医療が提供されない状況が現在も続いている。医療の必要性は医師が判断し、明らかに必要性のない場合を除いて、診療の申出のあった場合には必ず迅速に診療を行うべきことを法に明記すべきである。

(イ) 医師看護師等の医療関係者への研修の実施

現に刑事施設医療にたずさわっている医師、看護師等の医療関係者、また、今後任用される医療関係者に対して、上記の基本理念についての研修を実施することが必要である。また、次項に述べる外部医療機関の医療関係者に対しても、同様の内容の研修を実施すべきである。

(ウ) 外部医療機関への委託の推進

現在の「医師不足」や刑事施設における常勤医師不足の原因に鑑みれば、刑事施設において常勤医師を確保する方向は非現実的である。

「刑事施設における業務委託の在り方」(2008年(平成20年)8月18日)においても、同じコストでも外部医療機関へ委託した方が充実した医療が実現できるとしている。そして、2009年(平成21年)3月3日、政府は、刑事施設における医療施設(医療刑務所以外は、医療法上「診療所」に位置づけられる。)の管理を外部医療機関に委託し、労働者派遣法の適用によって医師を確保する方策を閣

議決定した。

このような方法により，密室医療の改革を目指すべきである。

(I) 外部医療との提携強化

法は，「刑事施設の職員である医師等」が医療行為を行うことを原則とし（第62条第1項），刑事施設の長が必要と考えたときに刑事施設外の医療機関の診療を受けさせる制度となっている（同条第2項）。この規定は，刑事施設医療の密室性を担保するものであり，しかも，判断主体が刑事施設の長であることから，医療の独立性が確立していないことも示している。

同条を改正し，「被収容者の医療に従事する医師」の判断により必要な医療を実施するものとし，外部医療機関・薬局との提携が強化されなければならない。

(オ) 受刑者への診療情報提供の実効化，診療記録開示制度の創設

インフォームドコンセント，診療記録へのアクセス権などの患者の権利を実効化することが求められる。この点では，訓令を改正し，診療記録の開示が認められるようにしなければならない。

「薬品情報提供書の交付」も一般医療においては義務づけられており，刑事施設医療において区別する理由はない。

このようにして公開性を高めることにより，適正な医療をしなければならないというチェック意識が働くことも期待される。

(カ) 指名医診療の改革

上記の改革が実施され，必要な医療へのアクセスが保障されれば，指名医による診療の必要性は，相対的に低くなると考えられる。しかしながら，患者たる被収容者が当該医療を受けることを納得してこそ診療効果が上げられることに鑑みれば，一定の範囲で医療の選択権を認めていくことが必要である。

現在の指名医診療は，法律上の要件が厳しく（第63条第1項），訓令上の要件はより厳しくされている。

このような厳格な要件が課せられているため，現実には，歯科のインプラント治療が認められた事例が数件ある外は，ほとんど実行されていない。

この指名医診療制度を改革することが必要である。

(キ) セカンドオピニオンを受ける機会の保障

社会一般の医療においては，患者の自己決定権を保障するため，セカンドオピニオンを受けることが認められており，刑事施設医療においても，セカンドオピニオンを受ける機会を保障することが必要である。

ウ 刑事施設医療の厚生労働省への移管

刑事施設の被収容者も疾病に罹患したときは患者として医療を受ける

権利を有すること，刑事施設における医療についても医療法規が全面的に適用されること，刑事施設における医療が保安や処遇から独立されるべきこと等に照らせば，刑事施設における医療もわが国における医療行政全般を所掌する厚生労働省の所管に移行されるべきであり，またあわせて被収容者への健康保険の適用を実現すべきである。

(2) 理由

「行刑改革会議提言」では，刑事施設医療の様々な問題点が指摘され，提言もなされたが，刑事施設医療の厚生労働省への移管などの抜本的改革は見送られ，刑事施設医療の改革は不十分なまま，受刑者処遇法の施行となった。

そのため，被収容者等からの医療問題への苦情はまったく減少することなく，弁護士会，日弁連への人権侵害救済申立事件でも医療に関するものが多い。さらには，2007年（平成19年）11月に徳島刑務所で特定の医師（医務課長）が長期間にわたって，医療の場で重大な人権侵害行為を行ってきたことが発覚するという深刻な事態まで生じている。

こうした経緯と現状にかんがみれば，刑事施設医療を抜本的に改革することは，今回の法の見直しの中での最大の課題の一つとあって良い。

5 保健衛生

(1) 運動時間の最低保障時間の明記

ア 提言

「一日1時間の運動時間の確保」を法または規則に明記する。

イ 理由

行刑改革会議提言により求められていた「一日1時間の運動時間の確保」は，運動スペースと職員配置の問題が解決できないとの理由で立法化されなかった。

衆議院法務委員会の附帯決議では，「一日1時間を目標とした運動環境の検討を含め，被収容者の生活環境の改善を図る」との努力義務が示された。

規則では運動時間は土曜，日曜，祝日と運動会の日を除いて「一日30分以上，かつ，できる限り長時間」（規則第24条）とされているが，「一日30分」が固定化され，これが改善される動きがない。

法，規則を現在のままにしておくことは，現状を合理化する機能しかもたらさないことがこの4年間の実践の結果明らかになった。法または規則に「一日1時間の運動時間の確保」を明記しなければ，現状の改善は見込めない。

(2) 冷暖房設備の充実

ア 提言

刑事施設の冷暖房設備を充実させる規定を設ける。

イ 理由

刑事施設の冷暖房設備について、法は特に規定していない。

この点、行刑改革会議提言では、直接には言及されていないが、「衣食住等の生活水準」に関して、「不合理な生活水準を強いるべきではない」から「諸般の状況を考慮に入れながら不断に見直しを行い、適正なものとなるよう努めるべきである」（25頁）とされている。未決者拘禁者の処遇等に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）提言は「施設の場所、構造、被収容者の健康、国民感情等の諸事情を総合的に考慮して設置の要否を判断すべき」（8頁）とし、暖房の拡充には積極姿勢を示しているが、冷房設備については「社会生活の変化や国民の意識」（同）を参考にしながら検討していくことが相当とし、消極的である。

現状では、刑事施設の多くには居室の冷暖房設備がなく石油ストーブの使用も禁止され、扇風機の使用が認められるのも極めて限定的である。北海道をはじめとする寒冷地の刑事施設では、暖房が行われている例もあるが、それも、居室の暖房ではなく、施設の防凍設備としてのみ行われているようである。

そのため、居室の温度が、夏季には40度近くになり、逆に、冬季には氷点下まで下がる例もある。特に、冬季の場合、一部の例外を除き、被収容者は、薄着の制服の着用を強制されているので、健康を害する者もある。

刑事施設の居室に暖房設備がなく、若しくはある場合も稼働させず、もって、厳寒期に居室の室温を著しく低いまま放置していることは、一定の気候条件のもとでは国際人権（自由権）規約第10条及び被拘禁者処遇最低基準規則第10条に違反する非人道的な取扱いに該当しうる。

最近建設された拘置所では、居室部分に冷暖房施設を備えているところも生まれつつある。留置施設においては冷暖房装置が設置されていることとの均衡上も、刑事施設にも冷暖房設備を拡充させるべきである。

法律上は、居室の室温が適当な水準に保たれるよう、気候に応じた冷暖房などの適切な措置を取るべき努力義務を規定すべきである。

6 規律、秩序

(1) 提言

ア 法第73条第1項は、「規律及び秩序は適正に維持されなければならない」と規定する。これは当初の案において「厳正に」とされていた文言が「適正に」と改められた経緯がある。規律・秩序が適正に維持されることは当然に必要であるが、必要な限度を超えた制約を課すものとなってはならない（第2項）。しかし、現状では依然として規律・秩序の維持が過度に強調される傾向がある。また、法第74条では各刑事施設

の長が遵守事項として定めるべき事項が広汎に掲げられているが、これらの違反は直ちに懲罰につながるものであるため（第150条）、些細なことが懲罰の対象とされかねない。

遵守事項を限定するとともに、軽微な遵守事項違反が懲罰の対象とならないようにすべきである。

イ 捕縄，手錠及び拘束衣の使用

(ア) 第一種手錠と第二種手錠の別を明らかにし（第78条第1項）、両者の併用に制限を設ける（第78条第2項）。

(イ) 手錠使用期間に上限を設ける（現行は規定なし）。

(ウ) 拘束衣使用について、医師の「意見聴取」ではなく診察を要件とする（第78条第6項）。

ウ 保護室収容

(ア) 収容期間に上限を設け、48時間ごとの無限定な更新を認めない（第79条第3項）。

(イ) 医師の意見聴取は必ず診察を踏まえたものとする（第79条第5項）。

(ウ) 心身の疾患の疑われる者をみだりに収容しない旨の注意規定を設ける（規定なし）。

(2) 理由

ア 捕縄，手錠及び拘束衣の使用

(ア) 第78条第1項による「手錠」は、規則上、第一種手錠と第二種手錠が認められている。第二種手錠は、名古屋刑務所事件をきっかけに廃止された「革手錠」に代わるものである。従前の通常手錠と革手錠の併用は拘束力が強く、人権侵害と指摘されることがあった。現行法において、第一種手錠を使用しうる場合と、第二種手錠を使用しうる場合とを区別し、その併用を制限する規定を設けるべきである。

イ 保護室収容

(ア) 法第79条第3項は、保護室収容時間を原則72時間以内（本文）としつつ、「特に継続の必要がある場合」に48時間ごとに更新できる（ただし書）とし、その限定がない。現状の運用を見ても、更新を認めなければならない事例はなく、ただし書は削除されるべきである。

(イ) 心身の疾患の疑われる者であるにもかかわらず、「大声を発し続ける」「他害のおそれがある」という要件への該当を理由に、保護室に収容される例が後を絶たない。保護室内での死亡事例が後を絶たない（2010年（平成22年）7月大阪刑務所、同年8月名古屋刑務所）ことから、心身の疾患を疑われるものについては、医療を優先すべきである。

(1) 提言

ア 懲罰の要件

遵守事項違反，法第74条第3項に基づく職員の指示違反をすべて懲罰対象とする規定（第150条第1項）を改め，当該行為によって「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営に放置できない程度の障害が生じ，または生ずる相当の蓋然性が合理的理由をもって認められる場合」に限定する。

イ 反則行為の調査

調査のための隔離の期間が「原則2週間以内，例外的に2週間延長できる」とされている（第154条第5項）のを，「原則1週間以内，例外的に2週間延長できる」と短縮する。

ウ 懲罰を科する手続（第155条）等

懲罰審査会の委員に刑事施設職員以外の者が必ず選任されるべきである。

また，弁護士・更生保護関係者など，施設職員以外の第三者を補佐人として選任できるようにすべきである（第155条第1項）。補佐人は本人の弁解が十分に懲罰審査会に伝わるよう，必要な援助を行うことができるよう権限を付与すべきであり，そのためには，事前に弁解聴取を行うことも必要とされるべきであり，施設職員以外が補佐人となる場合には面接に職員が立ち会ってはならない旨を規定すべきである。なお，事件が複雑な場合，または重い懲罰が科されることが想定される場合には，補佐人ではなく，法律上の代理人（弁護士）をつけることも検討されるべきである。

事前の告知の内容としては，日時または期限，懲罰の原因となる事実の要旨だけでなく，懲罰請求者や懲罰手続の概要も告知すべきである。

さらに，一定の重大な事件については，証拠を提出する権利や証人調べを要求する権利を認めるべきである。また，記録の保存についても定めるべきである。

なお，第156条第2項に定める医師の意見は必ず診察を踏まえたものとするべきことは言うまでもない。

エ 懲罰内容，特に閉居罰の内容

(ア) 作業報奨金の削減を認めない。

(イ) 閉居罰の期間上限を30日とする。閉居罰における過度の行動制限を禁止し（法，規則，訓令，通達には規定がない。），行動制限の限界を定める規定を新設する。

(2) 理由

懲罰の要件については，第1の1（権利制約の要件及び限界）で述べたとおり，限定されるべきことは言うまでもない。反則行為の調査のための期間は，調査に必要な期間とすべきであり，現行法の規定では長すぎる。

懲罰手続に関しては、法は、旧監獄法に規定のなかった懲罰手続に関する規定（第155条）を設けたが、補佐すべき職員が刑事施設の職員とされていること、反則行為者への補佐人への面接が必要的なものとされていないこと、懲罰審査会の審議が極めて短時間であることなど、適正手続が保障されているとは言い難い。反則行為の誤認や、不当な懲罰による被収容者の不利益が重大であることを踏まえると、恣意的な懲罰を排除し、公正な懲罰を担保するための仕組みを整える必要がある。

懲罰内容は、反則行為との均衡を保つべきである。（比例原則）

8 不服申立て

(1) 提言

ア 法律上の制度として、独立した不服申立審査機関を設置する。

イ 独立した不服申立審査機関が設置されるまでの間、実効的な不服申立制度とするため、少なくとも以下の改善を行う。

(ア) 「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」（以下「不服検討会」という。）の委員数を少なくとも倍増し、その中に精神科専門医を含める。

(イ) 不服検討会の事務処理を補助・促進するため、不服検討会の下に分野別の部会を設け、委員のほか外部の有識者を部会員とする。

(ウ) 不服検討会の事務は、法務省大臣官房秘書課ではなく、法務省から独立した事務局において行い、かつ、事務局職員のなかに弁護士を複数加える。

(エ) 法第157条第1項各号に規定された審査の申請を行い得る刑事施設の長の措置の範囲を抜本的に拡大すること（例えば、差入れや自弁物品の購入の禁止は審査の申請の対象とされるべきである。）。

(オ) 同条第2項を改め、弁護士による代理・証拠の申請を可能とする。第160条も改正する。

(カ) 審査の申請による執行停止効を創設する。

(キ) 不適法を理由として矯正管区長により却下された事案についても、不服検討会による審査を経るものとする。

(ク) 懲罰期間の経過を理由とした却下措置がとられないような規定を設ける。

(ケ) 審査の申請・事実の申告の30日期間制限の撤廃

審査の申請と事実の申告は、告知の日の翌日から起算して30日以内にしなければならないものとされている（第158条第1項、第163条第2項）。一般の行政処分において不服審査は60日以内とされていることと比較しても、著しく短い。しかも、施設長の管理下にある被収容者が、その措置に対する不服を申し立てることには相当の勇気を要す

るのであり、認書手続の煩雑さや、手紙で知人や弁護士等と相談することに要する日数、懲罰中における信書発受の制限などに照らせば、30日以内という期間制限は、実際には申立てを認めないに等しい。よって、このような30日の期間制限は撤廃するか、90日程度に改めるべきである。

(コ) 申請から裁判までの期間を、「できる限り90日間」ではなく「90日以内」とする。

(ク) 法務大臣は、検討会による意見に従わなければならないこととする。

(ク) 不服検討会による処理案不相当の意見を受けて、法務大臣が実際にとった措置およびその理由を公表する。

ウ 苦情の申出

(ア) 代理面接の規定については、指名する職員の範囲を限定する（第168条第3項）。

(イ) 秘密申立ての趣旨が失われないよう、裁判の告知まで秘密が保たれるように第169条の規定を改正する。

(2) 理由

受刑者処遇法制定過程においては、法律上の制度ではなく、あくまで事実上かつ暫定的な機関として、2006年（平成18年）1月から不服検討会が設置されたにとどまった。

不服検討会は、「法務大臣に対する再審査請求を棄却する場合にはその意見を聴取する」ことを任務とする。同検討会は、弁護士、法学者、医師、篤志面接委員などから構成されており、第三者の意見が採り入れられるという点で積極的な評価ができ、現にいくつかのケースで当初の決定を覆す決定がなされている。しかし、不服審査の対象となる事項が限定されていること、独自の調査権限を有しないこと、独自のスタッフを有しないこと、その決定に法的拘束力が認められていないことなどの限界がある。

当連合会は、パリ原則に従った国内人権機関の設置を強く求めているが、これが設置される以前においても、刑事施設における多岐にわたる人権救済申立てを審査する第三者機関が設置されることが必要である。

9 日弁連・弁護士会の人権救済申立てに関する事項

(1) 提言

ア 調査担当弁護士の申立人、被収容者である参考人との面会について、時間制限を課さないこと、職員の立会い、これに替わる録音録画は行わないことを明記する。

イ 調査担当弁護士は、刑事施設職員その他の参考人との面会を求めることができ、面会を行う場合には他の職員は立ち会わないものとする。

ウ 人権救済申立てに関する信書の発受については、検閲を禁止するもの

とする。

エ 日弁連・弁護士会は、申立てに関する資料を閲覧，謄写しうるものとする（ただし，目的外使用の禁止を規定する。）。

オ 法務大臣（矯正局長），矯正管区長，刑事施設長は，日弁連・弁護士会からなされた警告，勧告，要望に対して，応答する義務があるものとする。

(2) 理由

日弁連，弁護士会の人権救済手続は，法務省内部の不服申立制度の不十分さを補うものとして，被収容者の人権保障について重要な役割を果たしてきた。

ところが，その法的性格として，制度上の保障がないために，調査権限が制約されてきた。また，日弁連，弁護士会の警告，勧告，要望等について法務大臣等には応答義務がなく，警告等がなされた結果，法務省等がどのような措置を執ったかがまったく明らかにされてこなかった。

日弁連，弁護士会の人権救済手続の実効化を図り，もって被収容者の人権保障を確実なものとするため，上記提言内容を実現することが必要不可欠である。

なお，上記の提言内容は，いくつかの分野にまたがる課題を取りまとめたものであり，実際の法改正にあたっては，それぞれの部分の改正に書き分けられることとなる。例えば，未決拘禁者と調査担当弁護士との面会における立会いの省略に関する第116条に関しては本提言29項参照。

10 裁判を受ける権利の保障

(1) 提言

被収容者が当事者となった民事訴訟について，被収容者の裁判を受ける権利を実質的に保障するため，必要な措置をとる。

刑事裁判に引き続く損害賠償命令制度（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第17条以下）においても同様とする。

(2) 理由

被収容者等も，裁判を受ける権利を有する（憲法第32条）が，身体的自由を奪われているため，その権利を実効的なものとするためには，これを現実的に保障するための具体的な規定が設けられなければならない。

刑事施設の被収容者が訴訟当事者となった場合，出廷の可否については刑事施設の長の広汎な裁量にゆだねられているために事実上出廷がほぼ不可能な事態が生じ，自らの権利を行使できない状況となっている。被収容者等の裁判を受ける権利を実質的に保障するため，以下の点を法律上明記すべきである。

「刑事施設に対し，裁判所から呼出状が送付されるなど刑事被拘禁者が出廷を求められ，それを理由として刑事被拘禁者から出廷の申出がなされた場合，原則として出廷を許可し，例外として当該具体的事情の下で，刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると認められ，そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限って出廷を不許可とする運用をすること，そのための具体的処理規程を策定し，不許可の場合には刑事被拘禁者に対し具体的理由を告知するなどして，刑事被拘禁者の裁判を受ける権利，自ら出廷し訴訟活動を行い公正な審理を受ける権利の実現に十分に努めるよう，指導・助言すること。」（2007年（平成19年）11月6日付け受刑者の出廷制限に関する人権救済申立事件勧告書参照）。

被収容者等の裁判を受ける権利を実効化するために，弁護士とのアクセス権が保障されるべきことは別項（21項）でさらに述べる。

また，法改正の課題ではないが，日本司法支援センター（法テラス）の被収容者等への法的支援機能を強化する方策も，別途検討されなければならない。

1.1 外国人の処遇

(1) 提言

外国人の特性に応じた処遇に関する規定を新設する。

(2) 理由

現状では，F指標の受刑者を多数収容する施設であっても，被収容者の宗教に深く根差した食習慣等にまったく配慮を見せない施設が存在し，大きな問題となっている。また，食事にとどまらず，外国人受刑者にとってコミュニケーション上の障害は極めて重大であり，意思疎通が円滑にできないことが，日々，無用なストレスと軋轢を生じさせている。

外国人ないし日本国籍であっても日本とは異なる生活習慣を身につけた被収容者について，言語面のみならず宗教・食事・生活習慣・文化等を可能な限り尊重し，特段の配慮を要する旨の一般的規定を設けるべきである。

1.2 女性の処遇

(1) 提言

女性被収容者の処遇には，医療など一定の専門的領域を除いて女性スタッフがあたり，女性収容区画への男性職員の立ち入りも禁じる旨の規定を設ける（2003年（平成15年）1月21日付け拘置所女区への男性職員立入人権救済申立事件勧告書参照）。

その他，女性の特性に応じた処遇に関する規定を新設する。

(2) 理由

女性に対する処遇については、身体検査に関する以外に特段の規定がない。このため、女性収容区画を男性職員が夜間巡視することも可能であり、現実に行われている。政府は、女性職員の不足を理由としてこうした実務を継続してきたが、職員不足によって重大な人権侵害が正当化できるものではない。

1.3 性同一性障がい者の処遇

(1) 提言

性同一性障がい者の性自認を尊重した収容および処遇を行うことを確認する一般的な規定を新設する。

(2) 理由

戸籍上の性別変更前の性同一性障がい者に対しては、法律上も運用上もなんらの指針が設けられていない。このため、被収容者本人の性自認のいかんにかかわらず、戸籍上の性別に基づいた収容が行われ、とくに、性別適合手術を受けていない場合には、性自認を尊重しない処遇が実施され、被収容者本人に多大な苦痛を与える結果となっている。性同一性障がい者の処遇については、少なくとも、性同一性障がい者の性自認を尊重した収容および処遇を行うことを確認する一般的な規定が不可欠である（2009年（平成21年）9月17日付け刑事施設における性同一性障がい者の取扱いに関する人権救済申立事件勧告書参照）。なお、「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」第2条が規定する性同一性障がい者の定義は厳格であり、その形式的な流用がなされないように配慮した規定とすべきである。

第2 受刑者の処遇

1.4 処遇の態様

(1) 提案

「昼間集団処遇・夜間単独室」の原則を法文中に明記する。

(2) 理由

行刑改革会議提言は、「プライバシーの意識が高まっている現代において、他の受刑者から悪影響を受けることを防止しつつも社会性を涵養するためには、昼間は集団処遇をし、夜間は独居とする形態が理想的である」としており（25～26頁）、単独室収容が原則形態であることは、被拘禁者処遇最低基準規則9でも確認されている。しかし、法務省は、旧刑事施設法案56条（受刑者の居室は、その者の矯正処遇の実施上共同室を適当とする場合その他の法務省令で定める場合を除き、単独室とする。）に規定されていた単独室原則を維持できなくなったとして、受刑者処遇法には盛り込まなかった。過剰拘禁の現状と個室を準備する予算がなく、単独

室原則を実現することは不可能だからということを経由とするものであった。

法務省も、国会答弁においては夜間独居が理想であると考えているところであり、今後とも、できる限り施設整備に努めると答えている。昼間は共同の生活を送り、夜間は個室における処遇が最も望ましい形態であることは異論のないところである。

法に原則規定がないことにより、施設整備の根拠を欠くこととなっている。今次見直しにおいて、法に明記することが必要である。そして、法務省令において、施設の設備の限界がある場合は個室収容できない場合があることを明記するなどの、経過規定を置けば、単独室原則の規定を置くことに問題はないはずである。少なくとも、法務大臣に施設整備の努力義務を課すという法規定は可能であろう。

1.5 矯正処遇実施の通則

(1) 提案

処遇要領の制定に本人の意見を反映させる制度的担保となる法の規定を新設する。

(2) 理由

社会復帰のための処遇が効果を上げるためには、受刑者本人の自発的な意思に基づくことが基本である。当連合会は、処遇要領の制定（個別的処遇計画の策定）に当たって、受刑者の意見を聞くべきであることを主張してきた。

受刑者処遇法では、その趣旨を更に進め、「必要に応じ」、処遇要領の作成・変更の際に、受刑者の希望を参酌するものと規定された（第84条第4項）。この点は評価できる。処遇要領は法務省令で定めるところによって、刑事施設の長が定めるものとされているが（第84条第2項）、刑事施設の長の広範な裁量に委ねられることとなって処遇の個別化が形骸化しないようにし、かつ、受刑者の希望をできる限り反映させるために、必ず受刑者の意見を聴取することとし、その希望を参酌して定めることを求めるものである。

1.6 隔離制度の改革

(1) 提案

ア 隔離期間は3月までとし、その後の延長は認めない（第76条第2項）。

イ 医師による意見聴取は必ず診察を踏まえたものとし、隔離の開始時及びその後1か月に1回以上とする（第76条第4項）。

ウ 本人の意見聴取と理由の告知も義務づける。

(2) 理由

国際人権（自由権）規約委員会は「単独室拘禁は限定された期間の例外的措置にとどめることを確保」（第5回日本政府報告書審査総括所見パラグラフ21）するよう求めたが、その勧告内容が、この機会にこそ実現される必要がある。

具体的には、以下のとおりである。

ア 法第76条第2項本文は、隔離期間は最長3月までとすることを原則とする。

法76条第2項を改め、隔離期間は1月とし、ただし、特に継続の必要がある場合には1月ごとに、2回まで、これを更新することができるものとする。延長を経て3か月の期間を経過した後は、一旦隔離収容を解除し、集団処遇（昼間は集団処遇し、夜間のみ単独処遇するなどの工夫がなされて良い。）へ復帰させるべきである。

イ 法第76条第4項は、医師の意見を聴く頻度を「1か月に1回以上」とし、かつ、隔離の開始時および更新時には必ず聴くものとするべきである。また、この意見聴取は、必ず医師自身の診察に基づくものでなければならない。

1.7 脱法的隔離収容の禁止

(1) 提案

制限区分第4種や、出役待機期間中の昼夜単独室収容など、事実上、隔離とほぼ同様の昼夜単独室拘禁は禁止されるべきである。

(2) 理由

改正法施行後、法第76条に基づく正式の隔離は激減したが、制限区分第4種に指定された者は、「矯正処遇等は、刑事施設内において、特に必要がある場合を除き、居室棟内で行う」（規則第49条第5項）とされ、その運用として昼夜単独室処遇（昼夜独居拘禁）とされ、工場出役がされないほか、多くの場合集団処遇から除外されている。これは事実上の隔離にほかならず、正式の隔離の激減ないし回避の代替措置として用いられている。また、懲罰終了後工場出役までの待機期間や、反則行為調査期間、他施設への移送の待機期間などでも、やはり昼夜単独室処遇として、集団処遇から排除された事実上の隔離処遇がなされている実態がある。

こうした事実上の隔離処遇は、法律上の基準もないまま広汎に行われ、不服申立制度との関係でも審査の申請や事実の申告の対象とはならず、手続的保障が全く及ばないという点からも極めて問題であって、国際人権（自由権）規約委員会からは、明確にその廃止が求められている（第5回日本政府報告書審査総括所見パラグラフ21）。そもそも隔離自体が例外的措置である以上、隔離類似の状態が認められるのは法律上規定がある場合に限定されねばならず、出役待機期間のように真にやむを得ず単独室に収容

する場合であっても、できる限り短期間とし、かつ、期間中も、運動・入浴・所内行事等において集団処遇を行うべきことはもとより、単独室にもテレビの設備を設ける等、他の受刑者と同様に社会の情報に接することを可能とするとともに娯楽の機会も得られるよう、その処遇が改善されなければならない。

1 8 作業，職業訓練

(1) 提言

ア 刑務作業の指定の際に受刑者の希望を参酌することとする。

イ 作業報奨金の水準について社会一般の水準を勘案することとする。

ウ 職業訓練を拡充する。

エ 外部通勤制度について、「仮釈放を許すことのできる期間を経過した」、「開放的施設において処遇を受けていること」という要件（第96条第1項）は厳格に過ぎるので、この制度を拡充するため、その要件を緩和する。

オ 社会保険制度の適用を求める。

(2) 理由

アについて

被拘禁者処遇最低基準規則71(6)は、受刑者の作業選択権を認めているが、法においては、処遇要領は、必要に応じ、受刑者の希望を参酌して定めるものとしてとされている(第84条第4項)。そして、作業を含む矯正処遇は、処遇要領に基づいて行うこととなるから、作業の指定についても、必要に応じ、受刑者の希望を参酌することとなるが、法第92条を、作業の指定は受刑者の希望を聴取し、これを参酌して行う旨の規定に改めるべきである。

イについて

作業報奨金の引上げ、賃金制の採用、健康保険、雇用保険、労災保険などの社会保険制度との連動は当連合会の年来の主張であり、2000年(平成12年)に開始された当連合会と法務省との受刑者処遇勉強会においても、この点は特に力を入れて主張してきたが、その成果は受刑者処遇法に反映されることはなかった。

受刑者が支給を受ける「作業報奨金」は、「受刑者が行った作業に対応する金額」とされ、それは、「法務大臣が定める基準」に従って決めるというものであり(第98条第2項)、その基準が依拠すべき原理、原則は不明である。むしろ、労働の対価としての賃金を支払うようにすべきである。当連合会が求める賃金制の導入が困難であるとしても、せめて「報奨金の額は、作業の種類及び内容により同種作業に対する一般社会における賃金額等を考慮して定める金額を基準とし、本人の作業成

績，就業態度その他作業に関する事情を参酌して定めること。」（法制審議会1980年（昭和55年）11月「監獄法改正の骨子となる要綱」24（2））という算出基準を定めることぐらいは可能だったはずである。再犯防止という観点からも，作業報奨金を釈放後の社会生活の資源とする必要があり，現在の月額平均4,000円程度という水準は余りに低すぎると言わざるをえない。せめて，現在の十倍程度まで増額される必要がある。

ウについて

現行法における職業訓練実施の要件は狭きに失するので，円滑な社会復帰の促進の観点からも要件を大幅に緩和すべきである。

エについて

受刑者処遇法施行後の外部通勤制度の実施状況を見ると，旧監獄法下で実施されていたのとほとんど変わらない現状にある。外部通勤について，「開放処遇の場合」などに限定されたものとすべきでなく，また，「仮釈放を許すことのできる期間を経過した」ことを要件とすることは不要である。

また，いずれにも「特別遵守事項」を定め，その違反には外部通勤作業や外出・外泊の「中止」が待ちうけている（第96条第4項，同条第5項）。少なくとも，遵守事項及び特別遵守事項違反により外部通勤作業を中止しようとする場合，予め，受刑者に弁明の機会を付与すべきである。

オについて

作業報奨金，災害給付などの抜本的な増額は受刑者の社会復帰を円滑に進める観点からも，当連合会のかねてからの主張である。

受刑者の治療費を国が負担する現行制度と，健康保険の適用は，決して矛盾対立するものではない。

近い将来において，失業や労災などの労働保険制度への編入を含む大規模な改正を実現する必要がある。

19 各種指導

(1) 提言

ア 改善指導のためのプログラムを充実させ，その指導にあたる者は，職員については保安部門以外の者とし，民間の専門家を積極的に活用する。

イ 専門家によるカウンセリングなどの措置を重視する制度を実効化させる。

(2) 理由

アについて

法は，矯正処遇の一類型として改善指導を位置づけた上，矯正処遇は，

医学，心理学，教育学，社会学その他の専門的知識技術を活用して行うこととしており（第84条第5項），さらに改善指導の中身として一般改善指導と特別改善指導を規定する（第103条）。

しかし，現実には一般改善指導はほとんど内実が伴っておらず，特別改善指導は対象者が極めて限定されている。そのうえ，一般改善指導を行うのは日頃，受刑者の処遇にあたる処遇部門職員であり，彼らは同時に施設の規律秩序の維持という観点から受刑者を監視する任務をも負っている。これでは，指導する側と指導を受ける側との間で信頼関係が構築しにくく，効果的な指導が行えない。分類・教育部門の職員を充実させ，彼らが日常的に受刑者の指導に携わるよう現在の体制を抜本的に見直すべきである。のみならず，民間の専門的知見を積極的に導入すべきである。

イについて

行刑改革会議提言においては，処遇困難者の処遇に当たっては，治療と並んで専門家によるカウンセリングについて重視すべきであるとされ（15頁），現行法上も，改善指導の規定に基づいて専門的知識を有する職員によるカウンセリングを行うことができる。さらに，受刑者処遇に当たり必要があると認めるときは，親族，民間の篤志家，関係行政機関その他の者に対し協力を求めるものとするとしており（第90条第1項），この規定に基づいて必要に応じて施設外の専門家の協力を求めることもできることとなっている。ダルク等の民間N G Oの豊富な経験を活用すべく，予算面の裏付けを含めて，連携を強化するよう求める。

2.0 一般の外部交通

(1) 提言

ア 面会の立会いと信書の検査を省略する事案を拡大するための制度的担保をつくる。

とくに，次項に述べるとおり，弁護士法に基づき職務を遂行する弁護士との外部交通については，原則として無立会・検査省略とすべきであり，刑事施設視察委員会・留置施設視察委員会の委員が，面接希望者が当該施設外へ移送された後にする面会も，原則として無立会とすべきである。また，立会いに代えて録音・録画をすることは認められるが，立会いをするとともに録音・録画することはできない旨を法に明記すべきである。

イ 面会・信書の発受の最低保障を拡大する。

ウ 面会に関する制限規定を改める。

(2) 理由

アについて

行刑改革会議提言においては，親族及び法律上の重大な利害に係る用

務の処理のための弁護士との面会について必要に応じて立会いを緩和したり、人権救済のための信書の発受についてはその旨を確認するととどめるべきとされた。受刑者処遇法においては、立会いが被収容者及び面会の相手方に及ぼす影響を考慮し、必要がある場合に立会いを行うこととされた（第112条）。また、信書の検査についても、必要がある場合に検査を行うこととされた（第127条第1項）。

しかし、受刑者処遇法施行後の運用状況を見る限り、信書の検査はほぼ例外なく実施され、面会への立会いを省略する事案もごく限られた事案に限定されているようであり、本来、立会いに代えて行われるべき録音・録画が、立会いとともに行われている。そこで、職員の人的負担を軽減するためにも、運用に委ねるのではなく、法第112条、法第127条第1項では「特に必要があると認める場合」を除き、原則として立会い、検査を省略すべき旨の規定を設け、また、立会いとともに録音・録画することはできない旨を明記すべきである。

イについて

受刑者処遇法においては、外部交通の意義にかんがみ、面会の回数・信書の通数について、従来の累進処遇令上の最低基準である月各1回より多い面会月2回・信書月4通を、最低保障として規定した（第114条第2項、第130条第2項）。しかし、実際には、この最低保障が許される外部交通の上限を画する結果となっている。

まず、個別事案を担当する弁護士、弁護士会、官公署など、回数および通数制限の範囲外となる外部交通の相手方を明定すべきである。

ウについて

法第114条第2項（面会に関する制限）は、面会の相手方の人数、面会の場所、日時及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができるとしている。

しかし、「適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意」（法第110条）すれば、受刑者に対して面会の申し出があった場合には、出来る限り広く面会をさせることが望ましい。たとえば、家族が遠方に居住している場合には休日の面会が望ましい、現行法上、形の上では休日面会が可能な規定とはなっているものの、まったく実現していない。

面会の申し出がある場合には可能な限り広くこれを認めるべきという原則を、法第114条第1項の冒頭に明記し、積極的な運用を促進すべきである。

なお、第157条第1項で信書の発受の禁止が対象となっているにもかかわらず、信書の受信を禁止した場合に、誰からの信書であるかを被

収容者に告知しないのは不当であり，第132条（発受を禁止した信書等の取扱い）は改正する必要がある。

2.1 弁護士との外部交通

(1) 提言

弁護士法に基づき職務を遂行する弁護士との外部交通については，面会の無立会，信書の検査省略（閲読しない）を保障し，現状では争いのある人権擁護委員会の調査のための弁護士との面会の場合や，弁護人による証人テストの場合なども原則として無立会・検査省略とすることを明記する。

(2) 理由

法第110条は，「適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない」と規定する。この位置づけは無論重要であり，欠かすことのできない視点であるが，同時に，受刑者の外部交通は，受刑者の権利と正当な利益を確保するための必要不可欠の手段としても位置づけられる。

そして，そのための具体的な手段として，弁護士へのアクセス権は，特に保障されなければならない。

法第110条を改正して，この旨の規定を置くとともに，後述するように，面会の相手方（第111条），立会い（第112条），信書の検査（第127条），信書に関する制限（第130条）などの規定も，この位置づけに基づいて改正されなければならない。

また，裁判員制度・改正刑事訴訟法の適正な運用の確保のために，当連合会は，身体拘束中の事件関係者との面会が必要であることを強調している。弁護人が自由に証人予定者等と面会して尋問の準備等を行うことは被告人の防御上重要であり，このことは当該証人予定者等が身体拘束中の場合も変わりがない。改正刑事訴訟法のもとでは，公判前整理手続において証拠請求が義務づけられ，審理計画が策定されることになるが，これにより，弁護人としては，立証予定を早期に確定することが求められる。そのため公判準備段階での事件関係者からの事情聴取がいっそう重要となる。

したがって，弁護人が立会いなく，時間制限なしに身体拘束中の事件関係者と面会する権利が保障されるべきである。検察官は，事件の目撃者等の事件関係者と無立会，遮蔽板なしで無制限に面会できることと対比しても，現在の取扱いは不公平である。

2.2 移送の通知

(1) 提言

受刑者の移送に際しては，受刑者の緊急連絡先または引受人に対して，移送の事実と移送先施設を通知する旨の規定を盛り込むべきである。

(2) 理由

現行実務では、受刑者を他施設に移送した場合（刑が確定して拘置所から受刑する刑務所に移送される場合を含む。）であっても、施設（移送元・移送先）から外部に対して移送の事実が伝えられることはなく、受刑者本人が手紙等で通知しない限り、移送の事実自体を伝えることができない。しかし、移送されてから、移送先施設で手紙の発信ができ、それが相手方に到達するまでの間には時間差が生じるため、この期間中に親族等が面会に赴いた場合には、移送先も知らされないまま面会が実現しないこととなる。移送先で何らかの事故（懲罰等）により発信が遅れば、この音信不通状態は、さらに長期化する。他方で、近時の運用によって、被害者やその遺族には、受刑者の収容施設が通知されており、そのこととの不均衡も明らかである。

施設側は、身分帳記載の緊急連絡先や引受人の住所氏名を承知しているのであるから、受刑者が明示でこれに反する意思を表示しない限り、施設側から通知を行う取扱いとすべきである。

2.3 釈放

(1) 提言

釈放に際しては、帰住先自治体との協議・連携や住居や就職先の確保などの援助を努力義務とするなどの保護措置を盛り込むべきである。

(2) 理由

仮釈放の場合には、帰住先が確保されているが、満期釈放の場合には住居や就職先が確保されないままである場合が多いことから、再犯可能性が高いことは従来から指摘されていることである。そこで、とりわけ、満期釈放の場合にも、可能な限り、関係機関と連携して、情報提供や事前の調整などを行うことによって、再犯可能性をできるだけ少なくする保護措置が必要である。

この保護措置には、就職支援、医療上の措置、生活保護や障がい者福祉などの社会福祉上の措置を含むものとする。

第3 未決拘禁者の処遇

2.4 処遇原則

(1) 提言

処遇においても無罪推定の原則が妥当することを法文に明記する。

(2) 理由

法第31条は、「未決拘禁者に対する処遇は、未決の者としての地位を考慮し、その逃走及び罪証の隠滅の防止並びにその防御権の尊重に特に留意しなければならない。」と規定している。

当連合会は、法制定にあたって、未決拘禁者が、「無罪の推定を受ける地位にふさわしい処遇」を受けるべきことを明示するよう強く求めたが、「無罪推定の原則」は証拠法上の法則を意味するものであり、未決拘禁者は一方で捜査・裁判の対象でもあるなどとされて実現しなかった。しかし、無罪推定の原則は、単に証拠法上の法則を意味するに留まるものではない。市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第14条第2項が「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。」と定めているが、これが刑事手続の全局面において保障され、未決拘禁処遇における原理としても機能することは、国際人権法上確立した考えであり、その趣旨を法文において明確化すべきである。

2.5 刑事施設における弁護士等接見交通権の強化

刑事施設における弁護士等との接見に関する規定は、留置施設における弁護士等との接見に関してもほぼ同様の規定がおかれているので、便宜上、留置施設における弁護士等との接見についても言及する。

(1) 提言

- ア 第118条第1項を改正し、夜間・休日の接見ができることを原則とする。
- イ 弁護士等との面会の一時停止規定を削除する。
- ウ 弁護士等に対して発する信書についても内容の検査をしてはならないものとする。

(2) 理由

ア 夜間・休日の弁護士面会について

法は、未決拘禁者と弁護士等との面会の日及び時間帯は、平日（日曜日その他政令で定める日以外の日）の施設の執務時間内とし、面会の相手方の人数を3人以内とした（刑事施設について第118条第1項、第2項。留置施設について第220条第1項、第2項。）。

ただし、それ以外の日時すなわち夜間・休日であっても、「施設の管理運営上支障があるときを除き、これを許すものとする」として、施設の管理運営上支障がない場合には権利性のある面会を保障した（第118条第3項、第220条第3項）。

留置施設においては、従前どおり、夜間・休日も弁護士接見を行ってきた運用がそのまま継続しているが、刑事施設においては、管理運営上、人員が配置できないことを理由に夜間・休日の弁護士接見は、極めて限定的にしかできない状況になっている。

被疑者、被告人の防禦権を全うするため、ことに公判前整理手続適用事件や裁判員対象事件において、連日開廷又は連日に近い開廷の場合、弁護

人が夜間、早朝などに刑事施設で接見をする必要性は高い。

弁護人等の面会に関しては、すべての時間帯に面会ができることを原則とし、施設の管理運営上支障が生ずる場合に、制限ができる規定のしかたにするべきである。

現に、留置施設においては、実質的にそのような規定ぶりに反しない運用が行われており、これとの均衡上も、刑事施設においても同様の運用がなされるようにするべきで、そのために、人員の確保が不可欠である。

また、逮捕直後に関しては、さらに夜間、休日の接見の必要性が高いことから、留置施設法案にあったものと同様に、例外的に制限ができる場合を、「施設の管理運営上特に支障があるとき」に限られるようにすべきである。

イ 弁護人等との面会の一時停止について

法第117条、第219条第1項は、面会の相手方が弁護人等の場合であっても、刑事施設、留置施設の規律及び秩序を害する行為があれば、面会の一時停止等が認められる規定を置いている。これは刑事施設法案にもなかった新たな規定である。

法は、上記の行為があった場合に、「その発言を制止」することができるとしているが（第117条、第113条）、秘密性が絶対的に守られるはずの弁護人等との面会において、「発言を制止」することは、論理的にあり得ない。また、「規律及び秩序を害する」という概念の中には、犯罪行為に及ぶようなものからごく些細なことまで広範なものを含み得るが、「規律秩序を害する」と刑事施設の職員が判断した場合には、いつ、面会の場面に踏み込んでこられるかわからないという状況は、秘密性に対する信頼を失わせ、弁護人等との面会における自由なコミュニケーションを妨げることとなり、未決拘禁者と弁護人等との信頼関係を著しく損なわせるものである。実際に、面会の一時停止が行われなくとも、このような規定が設けられること自体によって、弁護人等との間の秘密交通権が侵害される。

そもそも、これまで全くこのような規定はなく、規定がないことによって、何らかの守るべきものが侵害されたという事実は全くないのであって、立法事実にも欠ける。

万一、犯罪行為に及ぶような著しい規律秩序違反行為があるような場合には、弁護人が自ら面会を中止することができるのであって、施設側から面会の一時停止を命ずるようなことは弁護人との秘密交通権を侵害するものであり、一切認められない。これは明らかに従来を改悪したものである。

したがって、第117条は、以下のとおりに修正されるべきである。

「第113条（第1項第2号ホを除く。）の規定は、未決拘禁者の弁護

人等以外の者との面会について準用する。この場合において、同項第二号二中『受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障』とあるのは『罪証の隠滅の結果』と読み替えるものとする。」

ウ 未決拘禁者と弁護士等との間の信書の検閲について

刑事施設においては、法第135条で、弁護士等から未決拘禁者に宛てた信書は、内容について検査せず、その旨を確認する限度で検査すること、未決拘禁者から弁護士宛てに発する信書は内容も検査するが、規律秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、検査を行わせないことができるとされた。

弁護士等から未決拘禁者に宛てた信書についてはその内容については検査しないこととされたのは、従前に比べて改善されたものである。しかし、未決拘禁者が弁護士等に宛てた信書については、弁護人の手元から家族や知人の手元に転々流通する可能性があることを理由に不検閲が規定されておらず、この点は極めて問題である。

大阪地裁2000年(平成12年)5月25日判決も、「被拘禁者と弁護人の信書の授受についても、刑訴法第39条第1項は、できるかぎり接見に準じ、その内容についての秘密保護を要請しているというべきである。」「かような観点を徹底するならば、被拘禁者と弁護士との間の信書は収容施設においても一切開封することなく常に封緘印したままでその授受を認める扱いを要請する。」と述べている。

国連被拘禁者保護原則は、その原則18の第3項で、「拘禁された者又は受刑者が、遅滞なく、また検閲されることなく完全に秘密を保障されて、自己の弁護人の訪問を受け、弁護士と相談又は通信する権利は、停止されたり制限されたりしてはならない。」と規定している。

さらに、受刑者については、自己に対する処遇などに関して弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士との間で発受する信書については、原則として当該信書に該当することの限度でしか確認できない扱いとされており(法第127条第2項)、均衡を失っている。

多くの先進諸国においても、弁護士との間で発受される信書は検閲していない。

したがって、未決拘禁者から弁護士等に宛てて発する信書についても、内容について検査しないこととすべきである。

一方、留置施設においては、法第222条で、被留置者が、イ．弁護士等、ロ．国又は地方公共団体の機関、ハ．自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士、から「受ける」信書は、内容について検査せず、その旨を確認する限度で検査するとされ(ただしハは規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合はこの限

りでない。) , 弁護士等から未決拘禁者宛の信書については , 内容の検査はしないこととされた。

しかし , 未決拘禁者から弁護士等に宛てて発する信書については何ら規定がなく , 一般の信書と同様 , 内容の検査が必要的とされ , 刑事施設の場合のような , 規律秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には , 検査を行わせないことができるとの裁量規定もない。

未決拘禁者の側から弁護士等に発する信書についても , 内容の検査は行わないこととすべきである。

さらに , 留置施設の場合には , 法第 1 3 5 条第 3 項に相当する規定がない。刑事施設の場合と同様に , 規律秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には , 検査を行わせないことができるとの裁量規定を置くべきである。

2 6 逮捕直後の接見交通権

法は , 「留置業務管理者」が面会を許すものと定めており (第 2 1 6 条) , そのため , 逮捕後の未決拘禁者であっても , 留置係に引き渡される前は , 弁護士等との面会が拒否されている。かかる規定は被逮捕者の弁護士選任権 , 弁護人の弁護権を違法に制約するものであるから , 改善する必要がある。

2 7 防御権の保障

(1) 未決拘禁者と弁護士等との間の書類等の授受 , 録音等について

防御権の行使のためには , 弁護士と未決拘禁者とが資料に基づいて十分な打ち合わせをすることが必要であり , 接見時に , 差入れ等の手続を経ずに書類を授受すること , メモに代わるものとして , 録音・録画をすることが可能となるようにするべきである。

関連して , 取調べの一部録画の実施により , 取調べ状況を DVD に録画することが行われている。接見にあたって , この DVD を再生することも自由に行われなければならない。接見室にはそのための施設 (最低限電源コンセント) が備え置かれなければならない。

(2) 防御権の行使に必要な書類は , 弁護士等との間での差入れ・宅下げを認める規定を設ける。

なお , 防御権保障の観点から , 未決拘禁者が弁護士等と面会する際に , 面会室に持ち込む書類 , 筆記用具等については , 「願出」の手続を不要とする運用に改めるべきである。

(3) 訴訟記録や訴訟関連の書籍などは保管限量から除外する旨を法に明記する。

法第 4 8 条第 2 項は , 被収容者の保管私物及び領置物品について , 被収

容者一人当たりについて保管・領置することができる量（保管限度量・領置限度量）を刑事施設の長が定めるものとし、保管私物ないし領置物品の総量が限度量を超えるときには、超過量相当分の処分を求めることができると規定している。

本来、保管限度量・領置限度量が被収容者の拘禁期間等の個別的事情を無視して一律に定められること自体、合理性に欠けるものであり、当連合会のこうした指摘にもかかわらず、受刑者処遇法では本条と同趣旨の第25条が規定されたという経緯がある。

さらに、未決拘禁者は受刑者と異なって刑事訴訟の当事者であり、訴訟記録や訴訟に関連する資料・文献等を所持する必要性がある。したがって、量的制限にあたっては、未決被拘禁者の防御権の尊重に留意し、訴訟記録や訴訟関連の書籍などは限度量から除外する旨を法文に明記するべきである。

(4) 法廷でのメモの授受

ア 提言

法廷での弁護人とのメモの授受を認める。

イ 理由

裁判員裁判など、連日開廷となる刑事裁判が増えている。連日開廷となる場合、弁護人と被告人との間で、メモのやりとりを迅速に行うなど、連絡を密に取る必要性が高い。しかるに、法廷でのメモの授受が認められていない。これは、被告人の防御権、弁護人の弁護権を違法に制約するものであるから、改善が必要である。

(5) 法廷での服装

ア 提言

法廷に出廷する際の服装については制限を認めないこととする。

イ 理由

裁判員裁判においては、出廷する際の服装によって、裁判員に与える心証が大きく異なるであろうことは容易に想像できることである。しかるに、現在の実務は、ほとんど考えられない逃亡のおそれや、自傷他害のおそれを理由に、かなり厳しい制約を課している。若干の工夫がなされるようになってはきているが、この取扱いはさらなる改善が必要である。

2.8 弁護人等との間の電話等による外部交通

(1) 電話

身体拘束されると電話の使用が一切不可能となってしまうことによる不都合は、特に、へき地や離島などでは、著しいものがあり、接見交通権を補完するものとして、電話（テレビ電話を含む）による外部交通の必要性

が非常に高い。都市近郊において拘禁施設が郊外にあるような場合にも必要性が高い。被疑者国選弁護士制度や裁判員制度のもとでは、より必要性が高い。

したがって、刑事施設(拘置所)、留置施設のいずれの施設においても、被収容者・被留置者と弁護士等とが電話による外部交通を行うことを認める規定を新たに創設するべきである。

その具体的な方法は、現在行われている試行を参考にして、全国的運用を行うべきである。

(2) ファクシミリ通信

電話と同様に、ファクシミリ通信も日常生活に欠かせない通信手段となっている。現在、刑事施設に収容されている未決拘禁者との間で弁護士会を通してファクシミリ通信がなされている。しかし、弁護士会を通しての通信しか認められておらず、記載できる事項が限定されていることなどから、未だ実施していない弁護士会があることもあり、ファクシミリ通信を利用できない被収容者もいるうえ、ファクシミリ通信の迅速、簡易な通信手段としての機能が生かされていない。

ファクシミリ通信についても、記載事項を広げるなど、手紙の郵送を補完するものとして、より利用しやすいものに改善すべきである。

2 9 弁護士等以外の弁護士との外部交通

弁護士法に基づき職務を遂行する弁護士との外部交通については、面会の無立会、信書の検査省略(閲読しない)を保障し、現状では争いのある人権擁護委員会の調査のための弁護士との面会の場合や、弁護士による証人テストの場合なども原則として無立会・検査省略を明記する。

3 0 一般の外部交通

(1) 提言

ア 夜間・休日に面会できることを可能にする規定を設ける。

イ 被留置者に関する法第218条を、裁量的に立会い、録音・録画を省略することができるように改める。

ウ 信書の検閲をしない場合を拡大する。

エ 弁護士等以外の者とも電話等による通信を認める規定を設ける。

オ 刑事施設視察委員会・留置施設視察委員会の委員が、面接希望者が当該施設外へ移送された後にする面会を、原則として無立会とする。

(2) 理由

ア 夜間・休日の面会について

一般面会については、平日の執務時間内しか認められていない(法第118条第1項)。有識者会議においては、弁護士等以外の者との休日

の接見についても、「できる限り接見の機会を設けるという観点から、接見を実施しない平日の日を設け、その代わりに、休日の接見を認めるなど…検討すべき」との意見も示された（有識者会議の提言4頁）。

イ 留置施設における面会の立会い及び録音・録画

法第218条は、留置施設においては、弁護士等以外の者との面会に関しては、立会い又は録音若しくは録画を例外なく行うとされている。

接見禁止等が付されず事実関係に争いのない未決拘禁者が大多数であるにもかかわらず、これらの者すべての面会に立会い等を付すことは、人的資源の無駄遣いである。貴重な人材は夜間・休日接見の実施等、本来的に必要な場面に重点的に配置すべきである。

現状では、被逮捕者が短時間、警察の留置場に留め置かれるだけという状況ではなく、事実関係に争いのない大多数の未決拘禁者が、取調べ後も、過剰拘禁下では起訴後までも、留置施設に勾留されている。このような未決拘禁者が、罪証隠滅をするなどということはおよそ考えられないし、規律・秩序を害することもほとんど考えられず、立会いを必要としないケースがかなりあると思われる。

刑事施設においては、第116条で必要的立会いではなく、裁量的に立会いを省略できるのであるから、刑事施設（拘置所）と留置施設とで未決拘禁者の処遇が異なってはならないという趣旨からして、拘置所と同様に、裁量的に立会いを省略できるように、修正すべきである。

ウ 一般の者（弁護士等以外の者）との信書の発受

刑事施設においては、弁護士等以外の者と発受する信書の検査についても、面会の場合と同様、検査することを原則とするが、規律及び秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、信書の内容の検査を行わせないことができるとする（第135条第3項）。

すべての信書について内容の検査を例外なく行うものとはなっていないが、不要な検査はやめるべきである。

一方、留置施設においては、弁護士等以外の者との間で発受する信書については、すべて例外なく検査が行われることとされている（第222条）。

被逮捕者が短時間、留め置かれるだけという状況であればともかく、現状では、検査不要な信書も多々ある。少なくとも、刑事施設における場合（第135条第3項）と同様に、例外的に検査を行わせないことができる規定を置くべきである。

また、弁護士宛の書面、刑事訴訟関係書面、重要用務処理者宛書面、権利救済を求める信書については、通数制限をしないことを法文上明記すべきである。

エ 電話等による通信

未決拘禁者と弁護士等以外の者との間でも、電話等による通信を可能にする規定をおくべきである。

オ 視察委員による面会

刑事施設視察委員会・留置施設視察委員会の委員が、面接希望者が当該施設外へ移送された後にする面会は、当該施設内では無立会の面接として行われるものであるから、当該施設外においても、原則として無立会とすべきである。

3.1 未決拘禁者処遇

(1) 未決拘禁者に対する教育と労働

当連合会は、未決拘禁者に対しても、本人が希望する場合には、労働と教育を実施するものとし、無罪の推定を受ける地位と矛盾するような義務づけは行わないこと、未決拘禁者自身が望む場合には、受刑者と同様の作業、教育、薬物アルコール対策などのための自助グループのコースへの参加などを認めるべきことを主張してきた。

しかし、有識者会議の提言では、「未決拘禁者の地位に照らして、そのこと自体の当否が問題となる上、現状では、拘置所における適当な作業の確保が困難であること、改善指導等を実施するための人的・物的体制が整っていないという実情にあることからするし、直ちにその実施を求めることは相当ではなく、今後の検討課題とすべきである。」(7頁)とされ、この提言にしたがって、法にはこのような制度は設けられていない。しかし、法は、管理運営上の支障がない限り、余暇時間帯等において自己契約作業を行うことを許すものとし、被収容者に対し自己契約作業、知的、教育的及び娯楽的活動、運動競技その他の余暇活動等における活動について援助を与えるものとしている(第39条)。

余暇活動の援助の規定が盛り込まれ、自己契約作業等が導入されることは、今後の運用によっては、未決拘禁者の自発的な教育活動の取り組みや組織的な自己契約作業などを発展させる余地を残しているとも評価できる。現状での拘置所には作業のための設備が乏しいが、刑務所に併設されている拘置支所の場合は直ちに実施可能である。

これらを実現すべく、このことを法文上より明確化すべきである。

(2) 書籍等の閲覧

法は、未決拘禁者について、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあるときには自弁の書籍等の閲覧を禁止できるとしている(第70条第1項第3号)。また、閲覧禁止事由の有無を確認するために書籍等の翻訳を要する場合に、その費用を被収容者に負担させることができるとし、かつ、費用負担をしないときにはその閲覧を禁止するとしている(同条第2項)。

一般に、公刊されている書籍に関して罪証隠滅の結果を生ずるおそれはなく、そのようなおそれのある例外的な場合には裁判所による接見等禁止決定により手当がなされているのであるから、削除すべきである。

また、禁止事由の有無の判断のためにする翻訳である以上、受刑者・未決拘禁者を問わず、刑事施設の費用負担で行うべきである。

3.2 医師等の専門家による鑑定のための面会

(1) 提言

医師等の専門家により、未決拘禁者の精神鑑定・心理鑑定が必要な場合には、立会いが省略された時間無制限の、そして希望した場合には仕切り板のない面会室での面会を認めるものとする。

(2) 理由

未決拘禁者の精神鑑定・心理鑑定が必要な場合があり、その場合には、30分の時間制約のある中で、立会いが付いた仕切り板のある面会室での面会しか認められない。

しかし、裁判所が採用した鑑定においては、そのような制約は一切行われていない。それは、そのような制約がなされる面会では、精神鑑定を行うことができないからである。この理は、裁判所が採用した鑑定ではなく、弁護人が必要と判断して行う鑑定においても、なんら異なるところはない。

被告人の防御権、弁護人の弁護権を実効化ならしめるために、かかる取扱いを認めるべきである。

特に裁判員裁判の実施に伴い、3日ないし5日の公判によって審理を終了するという法の規定と運用によれば、公判前整理手続段階での弁護人による私的鑑定の必要性が高くなっている。

第4 代用監獄，留置施設

3.3 代用監獄廃止の方向性の明記

(1) 提言

ア 法第14条第2項第2号、第15条を削除する。代用監獄廃止までの留置施設への代替収容については、経過措置として規定する。

イ 少なくとも、「留置施設に収容する例を漸減し、拘置所への収容を増加する」旨の規定を設ける。

ウ 法第184条に次の1項を加え、日課時限を守るべきことを明記し、留置担当官が捜査官に対して日課時限を守るよう命令することができるようにする。

「2 留置業務管理者又は留置担当官は、食事、就寝その他の起居動作が前項の規定により定められた時間帯に行われるようにしなければならない。この場合において、留置業務管理者又は留置担当官は、犯

罪の捜査に従事する者に対し、取調べの中断等必要な措置を執ることを命ずることができる。」

(2) 理由

ア 代用監獄は、えん罪を生む

警察官による逮捕の場合、逮捕留置が72時間、その後の勾留は、延長されると20日間で、23日間警察拘禁が続くことが多い。さらに、別件逮捕や追起訴などにより、実際には警察拘禁が何か月にも及ぶことがある。

これだけ長期の警察拘禁が認められるのは、代用監獄制度があるからである。

代用監獄では、捜査を行う機関である警察に24時間、身体を拘束、管理されて全生活を支配される。代用監獄は、警察の意に沿う被疑者には便宜を与え、否認している者には、いつ食事をすることができるかわからない、いつ居室に戻って眠れるかわからないと不安にさせるなど、捜査当局が、身体拘束を自白強要や、自白維持の手段として利用し得る制度である。たとえ、暴力的な取調べや脅迫など過酷な取調べがないとしても、代用監獄への身体拘束は、それ自体が、被疑者に対する圧力として働く。取調べが可視化されたとしても、この圧力を完全に排除することはできない。

このように、代用監獄は、自白獲得、維持のための強力な圧力となっており、このような圧力から逃れるために、虚偽の自白が誘発されやすく、虚偽の自白によって、えん罪が生み出される。

捜査と留置の分離を定めたとされる法第16条第3項も、後述のとおり、捜査と留置とを分離したものとは言えず、捜査と留置の分離は不徹底である。

また、日課時限が定められていても、捜査が優先することにより日課時限を守らせることができなければ、留置が捜査に利用される状況は変わらない。

取調べそのものの時間規制が法律上定められるべきであるが、刑事被収容者処遇法の規定としては、日課時限の厳守と、留置担当官が捜査官に対して、日課時限を守らせることを明記すべきである。

イ 代用監獄に対する国際的批判

代用監獄制度は、1995年(平成7年)のIBA報告書「代用監獄 - 日本における警察拘禁制度」や、1998年(平成10年)10月の規約人権委員会における第4回政府報告書審査における「最終見解」などにより、繰り返し国際的な人権団体や国連機関からその人権侵害性を指摘されてきた。

法成立後も、2007年(平成19年)5月には、国連の拷問禁止委員会により、警察拘禁期間の短縮をはじめとするわが国の刑事司法制度の抜本的な改革が勧告された。また、2008年(平成20年)5月に開催さ

れた国連の人権理事会作業部会での日本の人権状況の審査でも、代用監獄の問題が各国から取り上げられ、6月にはこれらの審査の結果を踏まえた勧告が採択されている。さらに、2008年(平成20年)10月には国際人権(自由権)規約委員会に対する条約実施状況に関する日本政府報告書審査が行われ、総括所見において、代用監獄制度の廃止、取調べの規制と取調べの可視化(全過程の録画)などについて改善を求める勧告がなされた。

拷問禁止委員会は、「国際的な最低基準に適合するよう、被拘禁者を警察において拘禁できる最長期間を制限」することを求めている。

警察拘禁期間の上限を画す国際基準は、24時間～48時間である。テロや組織犯罪対策のためにこの延長が認められるとしても4日程度が上限であると考えられる。逮捕された者は、24時間～48時間の間に裁判所のもとに連れて行かれ、その後は拘置所に拘禁されて、取調べを受けることも原則としてないのが国際的な常識である。

自由権規約委員会は、「代用監獄を廃止すること」を求めている。刑事訴訟法の規定する勾留請求まで72時間という規定も、上記の国際基準からすれば長すぎるともいえるが、少なくともこの委員会の勧告は、警察留置場を代用刑事施設として用いることを認めた刑事被収容者処遇法を改正して、勾留決定後の警察拘禁は認めないこととし、警察拘禁期間を72時間以内に制限しようとしているものといえる。

ウ 代用監獄の漸減・廃止と刑事訴訟法の改正(警察拘禁期間の制限)は現実的な課題

前述の附帯決議でも引用されているとおり、1980年(昭和55年)の法制審議会要綱には、代用監獄に收容される例を漸減していくことが盛り込まれていた。また、法案の審議過程でも、民主党などから、代用監獄の漸減条項を入れる旨の修正案が提出されていた。

代用監獄の問題は、日本の調書裁判、自白偏重主義と密接に結びついている。代用監獄が現実に果たしている機能は、被疑者の取調べを容易に、かつ、長時間、長期間にわたって行うことである。

多くの事件において、身体拘束をした上での長時間、長期間の取調べが必要であるとされる現状に風穴を開けない限り、代用監獄廃止の展望はなかなか開けてこないのが事実である。

法施行後、2009年(平成21年)5月からは裁判員制度が開始され、調書裁判から公判中心の口頭主義、直接主義への転換が迫られている。

前述のとおり、代用監獄に対する国際的な批判も、かつてなく明確に廃止を求めるものである。

国際人権基準を満たすものとするには、警察拘禁期間の上限を画し、代用監獄を廃止する方向での法改正が不可欠であり、現実的課題である。

3 4 残置期間とその期間における代用監獄勾留制限

(1) 提言

代用監獄が廃止されるまでの間、次の経過措置をとるものとする。

ア 刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置することができるのは、2020年(平成32年)までとする。

イ それまでの間、代用刑事施設として被勾留者を収容できる警察留置場を一定の施設に限定する。

ウ 被疑者、被告人または弁護人に、勾留質問時に刑事施設への収容に代えて留置施設に留置されることを拒否する権利及び留置施設への留置後に刑事施設への移送を請求する権利を認める。

エ 法第15条第1項の次に1項を加え、第15条第1項第1号～第4号に定める以外の者であっても、次の者については刑事施設に収容することが刑事施設の収容能力との関係で不可能な場合などやむを得ない事由がある場合を除き、刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置することはできないものとし、これらの者について、やむを得ない事由により留置施設に留置した場合には、できる限り速やかに障害となる事由を解消して刑事施設に移送するものとする。

(ア) 勾留質問時に被疑事実の全部または一部を否認し又または黙秘した者

(イ) 法定刑に死刑若しくは無期懲役・禁錮刑を含む事件の被疑者

(ウ) 少年

(エ) ウにより留置施設への留置を拒否し、または刑事施設への移送を請求した者

(2) 理由

以上のように、代用監獄は廃止されなければならないが、物理的には直ちに廃止できないことも事実である。

代用監獄を勾留場所とすることに大きな弊害があるのは、否認、黙秘する被疑者、重大事件の被疑者や捜査官に迎合しやすい少年などの場合である。

一方で、逮捕されたり、任意同行の名の下に取り調べられて、早期に「自白」してしまった場合であっても、逮捕や取調べの圧力から逃れたいためであったり、迎合しやすい特質を持っていたりするための虚偽自白である事案もままあり、そのような場合には、代用監獄がそのようにしてなされた虚偽自白を維持する機能を果たすことになるので、上記エの(ア)から(ウ)の場合以外にも、代用監獄への勾留を認めるべきでない場合が多い。

したがって、代用監獄廃止までの間、勾留場所を代用監獄に指定することを拒否し、代用監獄に指定された後にも刑事施設への移送を求める権利

を認めるべきである。

なお，上記のうち，少年に関しては，勾留場所の問題のみでなく，処遇上，特別の配慮が必要であることに関しては，第6の43で述べる。

3.5 捜査と留置の分離の徹底

(1) 提言

法第16条第3項を改正し，留置担当者はいかなる犯罪の捜査にも従事してはならず，また，犯罪の捜査に従事する警察官は護送業務を含む一切の留置業務に従事してはならないものとする。

(2) 理由

捜査と留置の分離を更に徹底することも代用監獄における拘禁状態を利用した自白強要の危険性を減らすための重要な課題である。

政府は，刑事被収容者処遇法を成立させるための国会審議の際，捜査と留置の分離の原則が規定されたという法第16条第3項について，この条項で，やむを得ない場合には，その被疑者についての捜査を担当していない捜査部門の警察官が護送することは禁止されないと答弁し，実際にも捜査官が護送を行うことがある。

前述の拷問禁止委員会は「捜査と拘禁の機能が不十分にしか分離されておらず，そのために捜査官は被拘禁者の護送業務に従事することがあり，終了後には，それらの被拘禁者の捜査を担当し得ること」に懸念を示し，「留置担当官を捜査から排除し，また捜査担当官を被収容者の拘禁に関連する業務から排除し，捜査と拘禁（護送手続を含む）の機能の完全な分離を確実にするため，法律を改正」することを求めている。

この勧告は，警察に拘禁されている間であっても捜査官が被拘禁者の護送業務等の留置業務に従事することを禁止するため，法第16条第3項の捜査と拘禁の分離規定の見直しを求めているものといえる。

3.6 留置施設における処遇の改善

(1) 提言

ア 法第189条の反則行為についての規定を削除する。

イ 法第213条を次のとおり改正する。

(ア) 見出しから「防声具」を削除する。

(イ) 第2項ただし書を「捕縄又は手錠と同時に使用することはできない。」と改める。

(ウ) 第3項を削除する。これに伴い，以下の改正を行う。

第4項を「前項に規定する場合において・・・その命令を待たないで，拘束衣を使用することができる。・・・」と改める。

第5項を「拘束衣の使用の期間は，三時間とする。ただし，留置業務管

理官は，・・・」と改める。

第6項及び第7項から「又は防声具」を削除する。

第8項を「捕縄，手錠及び拘束衣の制式は，・・・」と改める。

ウ 法第201条を改正し，第2項として以下を加える。

「被留置者が医師による診療を希望した場合には，すみやかに留置業務管理者が委嘱する医師等による診療を行い，必要な医療上の措置を講ずること。」

(2) 理由

ア 反則行為について

警察留置場に対する懲罰制度の導入については，当連合会は強く反対してきた。法は，この点については懲罰制度ではなく，明白な迷惑行為などに限定して，3日間の嗜好品の自弁，娯楽的書籍の閲覧停止が反則に対する禁止措置として制度化された。要件，内容ともかなり限定されたとはいえ，代用監獄の自白強要を強める危険性のある制度であることは変わらない。警察当局は過剰拘禁による留置施設の混乱をその導入の根拠としていた。過剰拘禁状況が解消されればこのような弊害の見込まれる制度は廃止させていくことが課題となる。

イ 防声具の廃止について

また，法は，保護室の設置されていない留置施設において，被留置者が留置担当者の制止に従わずに大声を発し続けて，留置施設の平穏な生活を乱し，他にこれを抑止する手段がないときに，3時間以内に限り，防声具を使用できることとしている。

防声具は，生命，身体に対する危険を伴うものであり，他の戒具の使用と同様，常に濫用の危険をはらんでいる。防声具に改良が加えられる前の事案ではあるが，現実には和歌山で死亡事例が報告されている。防声具が体罰として使用されたり，自白強要の手段として使用されたりするおそれもないとはいえない。防声具は拘置所においては既に廃止されたものであり，本来，廃止すべきものである。その後，防声具自体に一定の改良が加えられて最小限度の通気性は確保されている。一時的には使用が認められるとしても，真に止むを得ない場合の使用に限定されるべきであり，また保護室の整備を急いで，速やかな廃止を図らなければならない。前述の拷問禁止委員会の総括所見においても，防声具の廃止が求められている。

ウ 迅速な医療の保障について

前述の拷問禁止委員会は，「警察留置場は長期間の勾留のための使用には適しておらず，警察で拘禁された者に対する適切かつ迅速な医療が欠如していること」に懸念を示し，「警察拘禁中の適切な医療への速やかなアクセスを確実にする」ことを求めている。

なお、留置施設に留置されている間の健康保険の適用についても、適用する方向で検討が進められるべきである。

3.7 留置施設視察委員会の強化

(1) 提言

ア 法第21条第2項に、次のただし書を設ける。

「ただし、各委員会に1人以上、弁護士会の推薦する委員を任命しなければならない。」

イ 法第21条第1項の委員定員「十人以内」を「六人以上十五人以内」と増加させ、留置施設数の多いところには、多数の委員を配置することができるようにする。

(2) 理由

刑事施設視察委員会制度にならって、留置施設についても留置施設視察委員会が設けられることとなった。留置施設の処遇の透明化のための画期的な制度であると評価できる。

留置施設視察委員会には、刑事施設視察委員会と異なり、弁護士会推薦の弁護士委員が選任された委員会と選任されていない委員会があり、委員会の運営の主導権を警察本部職員が握っているかのごとき委員会もみられる。すべての留置施設視察委員会を、刑事施設視察委員会と均衡のとれた、実質的に意味のあるものとするためには、全委員会において弁護士会推薦の委員が選任されるようにすることが必要である。

前述の拷問禁止委員会は、総括所見において、留置施設視察委員会の委員には、「弁護士会の推薦する弁護士を組織的に含めることを確実にするなどの手段により、警察拘禁に対する外部査察の独立性を保障すること」を求めている。弁護士会推薦の委員が選任されているかどうかを委員会の独立性を測るバロメーターとされているのである。

また、委員会の活動の最大の困難は、対象となる施設が各地に点在しており、刑事施設視察委員会のように定期的に訪問し、意見書の投函箱を自ら管理したりするような方法が難しい。したがって、10人以内の人数の委員で、各地の施設を視察し、意見を出すことには多大な困難を伴う。委員の人数を現行の10人以内から6人以上15人以下に改めるべきである。

3.8 被留置者からの不服申立て審査

(1) 提言

法第230条第2項として、新たに次の内容を設ける。

ア 公安委員会は、前項の申請を受けた場合、すみやかに弁護士会の推薦する弁護士を含む外部の有識者からなる不服調査検討会に対し、諮問するものとする。

イ 不服調査検討会には，弁護士会の推薦する弁護士たる職員を含む事務局を置く。

ウ 公安委員会は，裁決にあたり，第三者機関の答申を最大限に尊重しなければならない。答申と異なる裁決を行う場合には，裁決書にその理由を明示しなければならない。

(2) 理由

前述の拷問禁止委員会は，「警察留置場の被留置者からの不服申立てを審査するため，公安委員会から独立した効果的な不服申立制度を確立すること」を求めている。刑事施設内の処遇についての法務大臣に対する不服申立てについては，このような制度の実現を当連合会が強く求めてきて「不服調査検討会」という形で実現しているものであり，被留置者からの不服申立て審査についても，同様の制度の確立が不可欠である。

第5 死刑確定者の処遇

39 処遇原則の改訂

(1) 提言

ア 法第32条第1項の「心情の安定」を削除し，「死刑確定者に対する処遇は，『人間としての尊厳の尊重』（別の表現をとれば『死刑に直面する者としての地位への配慮』）を旨として行うものとする。」との規定に改める。

イ 同条第2項の「その心情の安定に資すると認められる」との文言を削除し，かわりに「死刑確定者の希望を参酌して」との文言を挿入する。

(2) 理由

死刑確定者の処遇は，「その者が心情の安定を得られるようにすることに留意する」ものとされている（第32条第1項）。「心情の安定を得られるようにすること」との文言は，1963年（昭和38年）通達により，「心情の安定」が次第に死刑確定者の権利を制限する概念として使われてきた歴史的経過に照らせば，本来であれば，処遇原則から削除すべきであった。しかし，「心情の安定」が残された結果，「心情の安定」は旧来どおり権利制限原理として機能し続けている。ゆえに上記のとおり改訂すべきである。

40 居室外処遇，相互接触の許容等

(1) 提言

法第36条を以下のとおりに改める。

ア 第1項を削除する。

イ 第3項を，「死刑確定者は，その希望により集団による教誨，請願作業，テレビ視聴等の活動に参加する機会を与えられるものとする。」と

する。

(2) 理由

死刑確定者に対する単独処遇の原則は、国際人権（自由権）規約人権委員会によっても改めるよう勧告された（第5回日本政府報告書審査総括所見パラグラフ21）。法の下でも、居室外処遇、相互接触は一応許容される規定となっている（第36条第3項）が、実施された例は皆無である。そもそも、刑が確定し、罪証隠滅のおそれのない死刑確定者にとっては、むしろ相互の接触こそ日々の生活を人間として全うするために必要なことであり、「相互に接触させてはならない」ことを原則とするべきではない。

4.1 外部交通

(1) 提言

ア 死刑確定者の再審請求弁護士等との外部交通については、未決拘禁者と弁護士等との外部交通に関する規定を準用する旨の規定を設ける。

イ 法第120条第2項の「これを許すことができる」との規定を「これを許すものとする」と改める。信書に関する第139条第2項の規定も同様に改める。

ウ 法第121条ただし書を「訴訟の準備その他の正当な利益の保護のため適当とする事情がある場合において、立会いをこれにより刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるときは、このかぎりでない。」と改める。

エ 法第140条を、訴訟の準備その他の正当な利益の保護のために弁護士との間で発受する信書については検査をしないものとする旨改める。また、検査の態様は、該当性の判断のために信書の内容まで実質的に検査するものとならないよう改める。

(2) 理由

ア 再審請求弁護士等との外部交通について

死刑確定者が再審請求を行っている場合、その弁護士との面会であっても、ほとんどの事例において施設職員が立会い記録をとっているのが現状である。法務省は個別的に判断して無立会事例を増加していると説明するが、職員が立会うことを原則とする立場を固持しており、立法時の解釈基準すら大幅に逸脱した実務が横行している。また弁護士からの信書もすべて内容の検査がなされる（第140条）。国際人権（自由権）規約委員会から、「再審に関する死刑確定者と弁護士との間のすべての面会について厳格な秘密性を確保すべきである」（第5回日本政府報告書審査総括所見パラグラフ21）と勧告されているように、再審に関する面会（弁護士となろうとする者との面会を含め）には、未決拘禁者と弁護士等との外部交通に関する規定を準用することにより、秘密性を保

障すべきである。

イ 面会（信書）の相手方について

法第120条第2項は、「交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認められるときは、これを許すことができる」と規定し、信書に関する第139条第2項も同様の規定を置く。しかし、実際には、死刑確定者に対して、事前に外部交通を希望する者のリストを提出され、そのリストに掲載された者の中から面会および信書の発受を許可する相手方を選別するという実務が蔓延している。このために多くの死刑確定者は、極めてわずかな相手方としか面会及び信書の発受ができない状況となっている。このような運用は、第2項が施設長の広汎な裁量を認めていることによる。面会ないし信書の発受の必要性があり、かつ支障がない場合には、これを不許可とする理由がないのであるから、裁量の余地なく許可する規定に改めるべきである。

ウ 面会の立会いについて

法第121条ただし書は、「ただし、訴訟の準備その他の正当な利益の保護のためその立会い又は録音若しくは録画をさせないことを相当とする事情がある場合において、相当と認めるときは、この限りでない」（第121条）としている。これにより、訴訟を担当している弁護士などとの面会については類型として立会いしないこととなったと解されていたが、実際には、職員による立会いが継続されており、国家賠償請求訴訟などにおいて大きな支障となっている。

エ 信書の検査について

第140条は、第127条第2項が準用される場合を除き、原則的に信書を検査の対象としている。すなわち、死刑確定者が自己の処遇に関して訴訟などを提起している弁護士との間で発受する信書死刑確定者が発受するについては内容の検査をしないが、それ以外の場合は検査するものとされている。しかし、これでは検査省略の範囲が狭きに失する。

4.2 死刑執行日時のお知らせ

(1) 提言

死刑執行日時を事前に告知する旨の規定を新設する。

(2) 理由

衆知のとおり、死刑執行は、執行当日の午前中に死刑確定者に通知されるのが現状である。そのため、「毎朝、自分の房の前で刑務官が足を止めるのではないか」という恐怖におそわれる毎日を過ごしているという事態が生まれている。余りに非人道的な取扱いであり、事前、少なくとも数日前には執行を告知し、最後の準備を行う時間的、精神的余裕を与えるべきで

ある。

第6 少年の処遇

4.3 少年の処遇

(1) 提言

ア 被収容者，被留置者が少年の場合の処遇を定めた特別な規定を盛り込むべきである。その中では，次の諸点が定められるべきである。

イ 未決拘禁者処遇について

(ア) 家裁送致前の処遇（主に留置施設での処遇）について

弁護人のみならず，保護者が土日祝日や夜間にも少年に面会できるような規定を設ける。

(イ) 逆送後の処遇（主に拘置所での処遇）について

必要に応じ子どもの成長発達を保障するような教育的・福祉的な働きかけを行うことができるような規定を設ける。

(ウ) 弁護人の接見交通についても，少年の防御能力が乏しいことに鑑み，成人の場合よりさらに手厚い弁護人の接見交通権の強化（拘置所における土日祝日や夜間の面会の拡大など）を定める。

ウ 受刑者処遇について

(ア) 外部交通権の保障

成長発達権の保障という観点から，その制限は，必要かつやむを得ない場合に限定されるべき旨を定める。また，土日における面会を実現，拡大する旨の規定を設ける。

元弁護人との面会は，時間制限なく，無立会での面会が保障される旨を定める。

(イ) 教育や医療的・心理的処遇の実施

少年に対しては，教科教育，生活訓練，職業訓練，精神医学的治療，心理学的ケアなど，多角的な処遇が行われるべきことを特に規定する。

(ウ) 社会復帰への支援

少年の社会復帰支援のための特別の努力を課す規定を設ける。

(2) 理由

ア 少年に対する処遇において考慮すべき少年及び少年期の特性

少年に対して収容処遇を行う場合には，子どもの成長発達権が保障されるべきであり，そのためには，子どもの特質，及び，子ども期の特質をふまえた処遇がなされるべきである。

まず，子どもは，成長発達してゆく可能性と権利を有しているとともに，判断力等にも未成熟な点を抱えているという特性があり，少年法は子どもの成長発達権保障をその指導理念としており，このことは，刑事処分に付される場合にも妥当する。したがって，少年に対する収容処遇は，少年の

成長発達権保障の理念に即しているものでなければならない。

次に、子ども期は、その成長発達が保障されるべき時期であって、この時期に、適切な環境や、適切な環境との関わりが妨げられると、子どもの成長発達に支障が生じることにもなる。子どもにとっては、処遇により適切な教育を受けられないまま徒に時間が経過してしまうことは、一生にわたる重大な不利益を被ることになりかねない。とりわけ、義務教育年齢の間に義務教育を履修・修了することなど、学習の権利の保障は、それが適切な時期に行われることを強く要請する。

さらに、子ども期や青年期はその後の人生の社会的基盤を築く時期であって、子ども期・青年期がキャリアの空白となることは、その後の人生に対して、長く不利益に作用することになりかねない。

なお、このような子どもの特質及び子ども期の特殊性をふまえた処遇については、既に子どもの権利条約をはじめとして、「少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）」、「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則（少年保護規則）」などの国際準則が様々な指摘をしている。

イ 未決拘禁者処遇について

(ア) 家裁送致前の処遇（主に留置施設での処遇）について

逮捕・勾留された段階では、在籍している学校や職場などとの関係で、欠席・欠勤する旨の連絡の要否、連絡するとした場合の連絡内容をどうするかとの打ち合わせなど、迅速・適切な対応が必要となることが少なくない。そのため、これを実際に行っている保護者についても、一般の外部交通以上の特別の規定が必要である。

(イ) 逆送後の処遇（主に拘置所での処遇）について

刑事手続においては、処分が確定するまでの収容期間が相当長期に及ぶことが多いが、その間、子どもに対する医療的ケアや学習面での配慮はなされておらず、この点で拘置所での処遇は、少年鑑別所での処遇に比較して子どもにとって成長発達権の侵害が大きい。もちろん、未決拘禁の段階で、強制にわたる働きかけがなされてはならないことは言うまでもない。

(ウ) その他の一般の外部交通について

家族・雇用主などとの面会・電話・ファックスを拡大できるようにすること（土日祝日の面会。一日あたりの面会の回数制限を緩める等）が必要である。

ウ 受刑者処遇について

(ア) 外部交通権の保障

少年が更生して社会復帰するためには、家族等による受け入れ態勢が整うことが重要であり、そのためには、少年と家族等が定期的・継

続的な交流を続け信頼関係を育むことが必要となる。

少年時代の非行によって懲役刑に処せられる少年は、それまでの成育歴の中で家族等との信頼関係が築けていない者も多いので、受刑中の家族関係の調整は重要である。とりわけ、服役期間が少年期・青年期の10年前後の長期に及ぶ場合には、社会との隔絶が社会復帰に致命的な困難を与えかねないので、外部交通の保障は重要である。

また、少年の受刑中の処遇が成長発達権保障の観点から適切か否か、問題がないか否かを知るために、弁護士であった者が少年との面会を行う場合も多いので、元弁護士との面会については特別の規定が必要である。

(イ) 教育や医療的・心理的処遇の実施

少年が社会復帰するためには、社会適応力を身につけることが必要である。

社会適応力を身につけるためには、教科教育はもちろんのこと、生活訓練、職業訓練、精神医学的治療、心理学的ケアなど、多角的な処遇が行われることが必要である。

非行を犯した少年の中には、義務教育課程の能力さえ十分に身につけていない者もいるので、教科教育の実施は不可欠である。教員免許を持った教官を配置するなどして、少年の能力に合わせた教科指導がなされる必要がある。

また、非行を犯した少年の中には、知的障害や発達障害などの障害をもつ者や、被虐待体験による愛着関係の形成不全などの資質上の問題を抱える者もいる。それが社会不適応を起こす原因になっている場合もあるので、精神医学的治療や心理学的ケアが適切に実施される必要がある。

さらに、少年期・青年期を刑務所で過ごした場合、社会生活に適応する能力を醸成することが難しくなるので、日常の生活訓練や社会生活上の訓練も適切に実施されなければならない。

これらの施策を実施するにあたっては、少年の教育等を受ける権利の保障（教育だけでなく、必要に応じ心理面のケアや精神医学的治療を受けること等も含む。）の観点に立つことが必要である。

また、これらの施策を実施するためには、社会的関係の維持・拡大のためのソーシャルワーク等の導入・活用（学習の支援、精神的な安定・発達の面での支援、家族や友人などとのつながりの確保、社会に戻ってからの生活の準備等）が求められる。

(ウ) 社会復帰への支援

仮出所後の社会復帰を円滑にするために、受刑中からの環境調整を十分に図ることが必要であるが、さらに仮出所後の（元）少年支援の

施策も充実させる必要がある。とくに、少年にふさわしい更生保護施設が質量ともに不足しているので、その充実が必要である。

- (I) その他、少年法の理念である子どもの成長発達権保障を目指し、子ども及び子ども期の特質をふまえた適切な処遇を行うには、少年司法、教育、児童福祉、児童成年精神医学等の専門家の知見を総合し、科学的な見地から被収容者処遇についてのルールを定めるべきであると考えられる。関連諸科学の専門家による、子どもである刑事被収容者の処遇に関する専門家会議のような組織を設置し、子どもである刑事被収容者の処遇に関する十分な調査（日本での運用状況、国際的な制度の比較など）を行い、その上で、運用についての改善の提案や制度改革の提案をしてもらい、これを取り入れていく制度を構想すべきである。

第7 その他

4.4 職員の人員増

(1) 提言

現在の職員を33%増員すること。

(2) 理由

諸施策を実現するには、マンパワーの充実が必要不可欠である。

少数の職員で多数の被収容者に対応せざるを得ないため、きめ細かな処遇ができない、規則に従わせる、事故を起こさないことだけに注意を払わざるを得ないという処遇水準の劣悪化、人員不足のために面接の拡充、外部医療機関への移送もままならないという事態、有給休暇もまともに取得できない（平均して年間2日～3日）ばかりか、休日出勤も常態化し、代休も取れないという勤務条件の劣悪化などをもたらしている。

わが国の職員数は、被収容者約4名に1名という水準である。これに対して、北欧諸国では約2名に1名という水準、アメリカや西欧では約3名に1名という水準である。アメリカ、西欧並みの職員数にするためには、現在の職員数を少なくとも33%増員しなければならない。

4.5 予算の増額

(1) 提言

以上の施策を実行するために必要な予算措置を執ること。

(2) 理由

諸施策を実現するには、予算の裏付けが必要不可欠である。

社会の中には、「悪いことをした人に多額の税金を使う必要があるのか」という疑問を持たれる方があるかもしれない。この点についての「行刑改革会議提言」の指摘は今もなお有効である。

「かつて他人の人間性を踏みにじった受刑者の人権を尊重する必要などあるのかという声も国民の中にあるかもしれない。また、受刑者のために一層のコストをかけることに対して抵抗感を抱く国民もいるかもしれない。しかし、我々は、受刑者の人権を尊重し、改善更生や社会復帰を図るために施す処遇を充実させることに要するコストを無駄なものとは考えない。むしろ、今、必要不可欠なものである。なぜなら、この改革において実現される処遇により、受刑者が、真の意味での改善更生を遂げ、再び社会の担い手となるべく、人間としての自信と誇りをもって社会に復帰することが、最終的には国民全体の利益となるものと考えからである。」

この課題は、「立法」事項ではないが、法の見直し時期に当たって、「必要性は理解できるが予算がないので実現できない」という予算制約的な思考に陥ることなく、「その実現のために必要な予算は確保する」というスタンスに立つことが必要である。

4.6 さらに「5年後見直し」規定を残すこと

(1) 提言

現行附則第41条と同じ規定を今一度規定する。

(2) 理由

以上の課題は、今次「見直し」においても全面的実現ができない課題が残ることが予想される。

以上